

(別添1)

高松市美術館キャッシュレス決済導入事業仕様書

本仕様書は、高松市美術館が導入する電子マネー及びクレジットカードなどの決済（以下「キャッシュレス決済」という。）に対応した機器（以下「キャッシュレス決済対応機器」という。）及び決済システム、並びにキャッシュレス決済対応機器を使用しての支払に伴う指定代理納付に関する内容を定めたものである。この仕様書に定めがない事項については、高松市美術館と事業者が協議の上で決定する。

1 納入場所

高松市美術館

2 対象機器

キャッシュレス決済システム一式

(1) システム概要

高松市美術館での観覧料等の決済を、現金及び電子マネーやクレジットカードで行うことができるシステムとする。また、POSシステムを有し、各種集計機能を備えていること。

3 調達品目

(1) POSレジ端末 1台

液晶タッチパネル式タブレットで、画面の大きさが9.7インチ以上13インチ以下程度であること。

(2) ハンディー型決済端末 1台

容易に持ち運びができるサイズで、液晶画面は3.5インチ程度のカラー液晶とし、POSレジシステムと連動可能で、バッテリーを内蔵するものとする。

(3) キャッシュドロアー 1台

POSレジシステムと連動するもので、4紙幣・8硬貨に対応し、コイントレイは脱着可能であること。また、盗難防止用のセキュリティスロットがあるものとし、錠は予備を含めて2本以上準備すること。

(4) レシートプリンター（領収書プリンター） 1台

POSレジシステムとBluetoothインターフェースで連動すること。

自動カッターの機能を有し、80mmと58mmの紙幅の感熱紙が選択可能であること。

(5) カスタマディスプレイ 1台

表示領域は全角10文字（半角20文字）×2行以上とし、POSレジと連動するものとする。

(6) 機器設置用部品、周辺機器、付属品一式

4 決済の対象

キャッシュレス決済を予定している観覧料の種類及び利用件数は、次のとおりである。

また、キャッシュレス決済システムを利用開始したのちに、観覧料以外の収納対象が増えた場合にも対応すること。

(件数は令和2年度入館者数等を基に試算)

名 称	金 額	ひと月あたりの 予定件数
常設展観覧料	一般 200円	30件 (全体の10%)
	一般(団体) 160円	
	大学生 150円	
	大学生(団体) 120円	
特別展観覧料	一般 1,000円	172件 (全体の10%)
	一般(団体) 800円	
	大学生 500円	
	大学生(団体) 400円 ※展覧会により金額変更の場合がある。	
前売券観覧料	一般 800円	4件 (全体の10%)
	大学生 400円 ※展覧会により金額変更の場合がある。	
共通定期観覧料	一般 3,000円	4件 (全体の10%)
	65歳以上 1,500円	

5 取扱い電子マネー及びクレジットカード等

電子マネー決済に対応するものは、『WAON』『nanaco』『iD』『交通系 IC カード』等とする。また、クレジットカードは『VISA』『Mastercard』を必須とする。

6 指定代理納付の種類

受注者が、地方自治法第231条の2第6項の規定による本市の指定代理納付者となること。納付方法は、納入義務者に代わり立て替え払いをする「立替払方式」であること。

7 指定代理納付の手順(確認)

- (1) 月単位にて立替金の入金明細書を作成し、代理納付日の2週間前までに提出すること。
- (2) 収納締切日は毎月末日とし、代理納付は翌々月15日までの金融機関営業日とすること。また、納付期日に本市が指定する口座に振り込むこと。
- (3) 立替金は、納付義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法(分割払い、リボキャッシング払い等)の種類を問わず、一括で納付すること。
- (4) 立替金を指定する口座に振り込む際に必要な手数料については、指定代理納付者が負担すること。

8 守秘義務の遵守等

- (1) キャッシュレス決済システムを提供する上で知りえた秘密に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。
- (2) クレジットカード情報等の個人情報について、契約期間はもとより、契約終了後であっても、保管及び管理に万全を期し、漏洩防止のため適切な措置を講じなければならない。
- (3) 本市が提供する一切のデータ、資料等をキャッシュレス決済システム提供以外の目的で使用、複写、複製、又は第三者に提供してはならない。
- (4) 事故、災害等の緊急事態が発生した場合を想定し、キャッシュレス決済システムの提供に支障を来すことがないように十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。
- (5) 受注者は、キャッシュレス決済システムの提供上、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できていない可能性が生じた場合、直ちに市に報告し、本市と協議の上対応するものとする。なお、この場合に生じた費用は、全て受注者が負担することとする。また、受注者は事実を明らかにした報告書を遅滞なく市に提出することとする。
- (6) 受注者は、キャッシュレス決済システム提供に係る業務の処理を他に委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に書面で申請し、本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

9 保守対応

ソフトウェア障害については緊急性を要するため、24時間365日体制の問合せ窓口を設けることとし、高松市美術館の業務に支障のないよう、最適なソフトウェア保守運用の提案を行うこと。

ハードウェア障害については、代替機を用意し、高松市美術館の業務に支障のないようにすること。

10 POSレジ要件

- (1) 売上データはリアルタイムで集計可能であること。また、集計したデータについては、POSレジシステム以外の管理端末からも閲覧及び出力が可能であること。
- (2) POSレジに関するデータの閲覧及び出力については、十分なセキュリティを担保した環境で管理すること。
- (3) 『販売／会計』『返品』『点検／精算』『マスタ管理』『分析』の機能を備えること。
『分析』の種類は下記とする。
 - ・時間帯別売上分析
 - ・日別売上分析
 - ・月別売上分析
 - ・営業日報
 - ・営業月報

- (4) 電子ジャーナルに対応していること。また電子ジャーナルの保存期限は最低7年間とする。
- (5) インターネットが使えない環境でも会計業務が可能であること。

11 その他

- (1) 調達する物品は新品であること。
- (2) 導入時の各種設定内容（商品マスター、表示内容、印字内容等）及び設置について担当者と打合せのうえ決定すること。
- (3) 導入時の機器の基本操作、設定変更方法など操作手順を記載したマニュアルを提出すること。また、高松市美術館職員に対する操作説明、研修等を行うこと。